

令和元年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

1 開 会

2 市長あいさつ

佐倉市長 西田 三十五

3 委嘱状交付・新委員紹介

□会 議

1 各団体の取組みについて

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

3 その他

□ 閉 会

日時：令和元年7月31日（水）

10時00分～12時00分

場所：議会棟 全員協議会室

佐倉市
健康こども部児童青少年課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：H29.7.5～R2.7.4）

敬称略

No.	選出区分	委員	備 考
1	市 長	西 田 三十五	会 長
2	教 育 長	茅 野 達 也	副会長
3	市教育委員会委員	関 山 邦 宏	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
4	市の事務部局の関係職員	田 中 綾 子	佐倉市健康こども部子育て支援課長
5	市教育委員会の事務局の職員	竹 内 重 幸	佐倉市教育委員会指導課長
6	警察関係職員	佐々木 幸 司	佐倉警察署長
7	家庭裁判所の職員	高 梨 浩 一	千葉家庭裁判所調査官
8	社会教育委員	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議長
9	民生委員・児童委員	鋤 地 平 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長
10	保 護 司	石 渡 康 郎	保護司会佐倉市分会会長
11	社会福祉協議会運営委員	谷 野 宏 輝	佐倉市社会福祉協議会事務局
12	小学校長	前 林 典 子	佐倉市立佐倉東小学校長
13	中学校長	野 村 英 二	佐倉市立佐倉東中学校長
14	高等学校長	上 代 栄	千葉県立佐倉西高等学校長
15	高等学校長	木 次 慎 一	千葉県立佐倉東高等学校長
16	青少年相談員	渡 辺 章 二	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
17	識見を有する者	佐久間 文 明	印旛健康福祉センター長
18	〃	寺 島 孝 幸	成田公共職業安定所長
19	〃	秋 本 良 治	少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長
20	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
21	〃	阿 部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
22	〃	富 永 三 咲	佐倉市体育協会理事長
23	〃	遠 藤 知 子	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会副会長
24	〃	杉 本 真理子	佐倉市PTA連絡協議会 西志津小PTA会長
25	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学准教授
26	〃	梅 田 美知子	佐倉市人権擁護委員

1 各団体の取組み

□佐倉市健康こども部子育て支援課	3 ページ
□佐倉市教育委員会指導課	6 ページ
□佐倉市社会教育委員	7 ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	8 ページ
□保護司会佐倉市分会	9 ページ
□佐倉市社会福祉協議会	11 ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	12 ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	13 ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	14 ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	15 ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	16 ページ
□印旛健康福祉センター	17 ページ
□成田公共職業安定所	18 ページ
□少年警察ボランティア協議会	25 ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	26 ページ
□佐倉市子ども会育成連盟	27 ページ
□佐倉市体育協会	28 ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	29 ページ
□佐倉市PTA連絡協議会（西志津小学校）	30 ページ
□千葉敬愛短期大学	別紙資料
□佐倉市人権擁護委員協議会	31 ページ
□佐倉市健康こども部児童青少年課	32 ページ

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

33 ページ

3 その他

佐倉市の子育て支援

(令和元年 7 月 1 日現在)

健康こども部 子育て支援課

1. 市の子育て支援施策

平成 27 年 4 月 1 日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を増やし、待機児童ゼロを目指します。

それと同時に、地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

2歳未満に特化した 19 人以下の保育施設 ※市で認可

2. 保育園等の入園状況

・ 保育園 31 園、認定こども園 4 園、小規模保育事業等 4 施設、幼稚園 (10 園)

定員・入園数・待機児童数の推移(各年 4 月 1 日現在、幼稚園は各年 5 月 1 日現在)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
保育園等定員	1,780 (21 園)	1,988 (28 園)	2,106 (29 園)	2,446 (36 園)	2,565 (38 園)	2,694 (39 園)
保育園入園数 (管外委託分は除)	1,790	1,962	2,053	2,263	2,353	2,494
待機児童数	37	34	41	0	15	29
(参考) 幼稚園入園数	2,602	2,501	2,394	2,369	2,251	2,116

- ・ 平成 31 年 1 月 ユーカリの森マイキッズ (ユーカリが丘) の移転及び認可保育園移行に伴う拡張 (定員+42 名)
- ・ 平成 31 年 4 月 千成幼稚園 (千成) の幼保連携型認定こども園への移行 (保育定員+87 名)

3. 地域における子育て支援 (地域子ども・子育て支援事業)

①放課後児童健全育成事業

児童センター・老幼の館 (児童センター 3 施設、老幼の館 2 施設)

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

学童保育所 (公立 30 施設 私立 3 施設)

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

【平成 31 年 4 月 1 日入所状況】

入所者数 1,690 名 (定員 1,705 名)

②子育て世代包括支援センター（市内 5 か所）（平成 28 年 4 月開所）

市内 5 か所（子育て支援課、健康増進課、西部保健センター、南部保健センター、志津北部地域子育て世代包括支援センター（H30.11.26 開所））

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。相談内容によって、適切な支援やサポートを紹介し、必要な機関につなげます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

③地域子育て支援拠点事業（市内 18 か所）

身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師が育児相談などを受けます。また、園庭解放や子育て中の親子の交流、子育て支援に関する情報提供等を実施し、地域に開かれた場を提供しています。

・令和元年 5 月 おひさま保育園 拠点事業廃止

【公立】8 施設

佐倉、馬渡、臼井、志津、根郷、北志津、南志津、子育て支援センター

【民間】10 施設

にじいろ、生活クラブ、はくすい、吉見光の子、陽の木、さくら敬愛、えがおの森、ユーカリハロー、光の子、ユーカリベビー

④ファミリーサポートセンター

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けがほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成 27 年度から産前産後の妊産婦の家事援助等を行う「産前産後支援事業」を実施しております。

また、平成 30 年度から「ひとり親等利用料助成事業」を実施しております。

【活動内容】

- ・保育園、幼稚園などの送迎
- ・産前産後の妊産婦の家事援助
- ・保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・保護者の病気や急用時などの子どもの預かり など

⑤一時預かり事業（市内 11 か所）

保護者が出産や急用などの理由によって、一時的に家庭でお子さんを保育できない場合に、保育園等で一時的にお子さんをお預かりします。

⑥病児保育（市内1施設）

病気の回復期に至らないお子さん（当面の症状の急変が認められない場合に限る）を、専用の施設で一時的にお預かりします。

- ・ イーゲル（西志津） 平成 29 年 4 月開設
対象：生後 1 歳～小学校 6 年生まで
定員：3 名 利用日数：3 日
開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 13:00 まで）

⑦病後児保育（市内2施設）

病気からの回復期にあつて保育園や小学校などに預けることができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

- ・ こあらキッズ（ユウカリが丘）平成 24 年 12 月開設
対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで
定員：3 名 利用日数：5 日
開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）
- ・ トムの部屋（岩名）平成 25 年 8 月開設
対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで
定員：3 名 利用日数：5 日
開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）

教育委員会指導課（いじめ・不登校について）

（１）いじめの問題と対応について

「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめ防止対策に関する具体的な方針が示されております。学校、保護者、地域が協力し合い「いじめ」のない学校づくりに取り組んでいるところです。また、平成２９年に改訂された文科省の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、けんかやふざけ合いでも児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すると修正されました。これを受け、現在、学校では些細なトラブルも背景にある事情を丁寧に調査し、積極的にいじめ認知を行っています。

【具体的な取り組み】

①いじめ月例調査

- ・各学校から月ごとの状況を報告してもらい、いじめの状況を把握しています。早期に発見し、早期に対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指し、解消率をあげています。
- ・平成３０年度はいじめの認知件数は、小学校３６３件、中学校１１２件、合計４７５件で、前年度から１４２件の増加となっています。（Ｈ３１年３月末）

②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・児童生徒が相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや、普段の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校訪問を行い、実態把握や対応について指導・支援を行ったり、ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、関係機関とも連携しながら、きめ細かに対応を図っています。

③「佐倉市いじめ防止サミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集め、話し合いを行い、児童会・生徒会を中心とした子ども目線での「いじめ防止対策」についても進めていきます。
- ・大人からの視点ばかりでなく、子ども目線での「いじめ防止」についても同時に進めていきたいと考えています。

（２）不登校児童生徒数の推移と対応について

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

【具体的な取り組み】

①長欠状況調査

- ・不登校についても、各学校より長期欠席状況と共に不登校の状況を報告してもらい、把握しています。
- ・平成３０年度は小学校４２人、中学校１４６人、合計１８８人という状況になっており、前年度より小学生で１名減少、中学校で１０名の増加となっています。

② 対応

- ・月例報告を基に、教育センターの指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・各小中学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が３日続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細かに対応することで、不登校数の減少に向けて取り組んでいます。

令和元年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	5月10日(金)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会及び第1回会議	15:30 ~ 17:00	佐倉市 社会福祉センター
2	7月9日(火)	第1回佐倉市社会教育委員会議	10:00 ~ 11:30	佐倉市 社会福祉センター
3	7月11日(木)	令和元年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:45 ~ 16:30	千葉県 総合教育センター
4	7月19日(金)	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	14:00 ~ 15:30	印西市文化ホール
5	8月17日(土)	令和元年度 印旛郡市社会教育振興大会	13:30 ~ 16:10	印西市文化ホール
6	11月28日(木)	第54回千葉県社会教育振興大会	10:00 ~ 16:15	千葉県 総合教育センター
7	1~2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
8	調整中	印旛郡市社会教育委員研修会	調整中	佐倉市
9	調整中	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	佐倉市

令和元年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会 会員数 206名

令和元年度の活動方針

「支えあう 住みよい社会 地域から」

- 1 地域のつながりの強化
 - ・自治会等関係機関と民生委員・児童委員活動との連携強化
 - ・地区民児協定例会の充実等による民生委員・児童委員同士の連携強化
- 2 さまざまな課題を抱えた人々への支援
 - ・積極的な訪問活動を通じた地域住民との関係づくりの推進
 - ・「災害時要援護者支援活動の推進」の継続
- 3 民生委員・児童委員活動の理解促進、民生委員への支援充実
 - ・地域住民等への積極的なPR活動
 - ・研修事業の充実、各種研修への積極的な参加

月 日	活 動 内 容	場 所
毎月	地区会長会議	佐倉市役所
毎月	各地区民児協定例会	市内8か所
5・7・10・1月	児童専門部会	佐倉市役所
6・9月	高齢者専門部会	佐倉市役所
6・9・12・3月	広報研修専門部会	佐倉市役所
4.10月	民児協通信発行	
5月23日	佐倉市民生委員・児童委員協議会総会・研修会	志津コミュニティセンター
7月15日	社会を明るくする運動 講演と児童・生徒音楽演奏のつどい	市民音楽ホール
7月18日	千葉県民生委員児童委員大会	千葉県文化会館
11月14日	千葉県社会福祉大会	千葉県文化会館
12月1日	退任民生委員・児童委員感謝状贈呈式、民生委員・児童委員委嘱状交付式	志津コミュニティセンター
10月	事例検討研修会	成田国際文化会館
12月	千葉県新任民生委員児童委員研修会	千葉市内
1月	主任児童委員研修会	千葉市内
2月	単位民児協会長研修会	千葉市内
2月	相談技法研修会	千葉市内

平成31年度 保護司会佐倉市分会活動方針

佐倉地域における「非行や犯罪のない地域づくり」を推進する“社会を明るくする運動”を関係機関と連携して取り組む。

その一方で、保護観察対象者の事案は問題が複雑多様化し困難性が増し、保護司と地域との連携が一層求められている。これらを踏まえ、千葉保護観察所、佐倉市役所、関係機関、団体との密接な連携の下で、次の事業を推進する。

記

1 犯罪のない地域づくりの推進

- (1)「社明」活動の推進に全保護司で取り組む。
- (2)駅頭、スーパーマーケット等でのキャンペーン活動に協力する。
- (3)市内小・中学校のミニ集会等での連携強化を図る。
- (4)その他、地域での防犯パトロール等に参加する。

2 保護司会運営の充実

- (1)犯罪防止法及び犯罪防止推進計画に基づき地方再犯防止の推進に向けた地方公共団体との連携を図る。
- (2)地区専門部会活動への積極的な参加を図る。
- (3)円滑な更生保護活動の推進に全保護司が連携協力して取り組む。
- (4)保護司空白地域の解消に努める。

3 対象者の再犯防止

- (1)就労支援活動を推進する。
- (2)薬物乱用防止について、関係団体と連携を図る。
- (3)薬物依存者の更生は、環境を含め厳しい状況にあるため、「対象者」の再犯防止に必要な方策等、課題として取り組む。

4 関係行政機関(団体)との連携強化

- (1)関係機関との連携強化を図る。
- (2)市内学校との連携会議を通して学校との連携を図る。
- (3)佐倉市社明推進委員会と協働で、「社明運動」の推進を図る。
- (4)更生保護女性会の活動と連携し業務を推進する。

5 保護司活動の研鑽

- (1)分会の自主研修の充実を図り、資質と処遇能力の向上に努める。
- (2)定期研修等の受講に、全保護司は積極的に取り組む。

6 社会貢献活動

社会貢献活動の制度整備に呼応し、地区の実施計画に基づき分会においても事業に取り組む。

7 保護司空白地域を中心に、適任者を配置するため、新人保護司発掘や補充確保に全保護司で取り組む。

8 サポートセンターの運営の協力を進める。

サポートセンターの積極的な活用に関し全保護司が協力して取り組む。

議案第3号

平成31年度 保護司会佐倉市分会事業実施計画 (案)

月 日	事 業	参加予定人員	実施場所
4 12	第1回佐倉市分会 監査・役員会議	10名	ミレニアムセンター
16	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	ミレニアムセンター
18	佐倉市更女31年度総会に出席※	3名	ミレニアムセンター
25	佐倉市分会31年度総会	全保護司	ミレニアムセンター
5 上~下旬	県「社明」担当者会議出席※	1名	千葉県庁
13	佐倉地区保護司会監査及び役員会	地区役員	四街道市総合福祉センター
21	佐倉地区保護司会令和元年度総会	18名	四街道市総合福祉センター
11	第1期保護司定期研修	11	11
24	社会貢献活動 (特別養護老人ホーム)	3名	四街道 あすみの丘
6 3	第1回社会を明るくする運動推進会議	3名	市役所1号館3階会議室
5	県内矯正施設等視察研修 (更生保護女性会と合同)	全保護司	野の花の家 (木更津)
18	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	ミレニアムセンター
上~下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	全保護司	郡市各駅
7 1	第68回「社明運動」強調月間	全保護司	佐倉市全域
	「社明」街頭広報活動 (意識啓発PR)		市内JR、京成駅頭
15	「社明」講演と児童・生徒音楽演奏の集い※	全保護司	日井音楽ホール
	第2回佐倉市分会役員会議	11	11
16	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	社会福祉センター
26	社会貢献活動 (特別養護老人ホーム)	3名	四街道 まごころ館
上~下旬	青少年非行防止相談会※	2名	ミレニアムセンター
8 上旬	佐倉市「社明」実施結果検討会※	全保護司	ミレニアムセンター
上~下旬	佐倉市内盆踊り会場周辺防犯パトロール※	11	佐倉市内
上~下旬	第2期保護司定期研修	11	ミレニアムセンター
9 17	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	ミレニアムセンター
24	社会貢献活動 (特別養護老人ホーム)	3名	四街道 あすみの丘
下旬	保護司・更女合同役員会※	11名	ミレニアムセンター
10 上~下旬	県外矯正施設等視察研修 (更生保護女性会と合同)	全保護司	未定
下旬	学校との連携会議	全保護司	和田ふるさと館
~11月	市内中学校ミニ集会等に参加※	全保護司	市内中学校
11 10月	第3期保護司定期研修	全保護司	ミレニアムセンター
19	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	ミレニアムセンター
21	第63回千葉県更生保護大会	全保護司	千葉県文化会館
22	社会貢献活動 (特別養護老人ホーム)	3名	四街道 まごころ館
上~下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	全保護司	郡市各駅
12 未定	千葉県婦性会 (代表者定例訪問)	1名	千葉県婦性会
11	佐倉市分会自主研修会及び懇親会	全保護司	佐倉市役所
17	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	社会福祉センター
1 中旬	佐倉市更女新年研修会に出席※	3名	佐倉市内
24	社会貢献活動 (特別養護老人ホーム)	3名	四街道 あすみの丘
下旬	第3回佐倉市分会役員会議	11名	ミレニアムセンター
下旬	第2回「社明」佐倉市推進委員会出席※	3名	佐倉市役所 1号館
2 上~下旬	第4期保護司定期研修	全保護司	ミレニアムセンター
上~下旬	佐倉地区役員会議	地区役員	ミレニアムセンター
18	佐倉地区定期駐在 (四役、分会長、総務部会)	2名	ミレニアムセンター
3 上旬	保護司・更女合同役員会※	11名	社会福祉センター
19	社会貢献活動 (特別養護老人ホーム)	3名	四街道 まごころ館
下旬	分会年度末研修	全保護司	佐倉市役所
年間随時	佐倉市ミニ集会助言活動参加※	全保護司	佐倉市内各地
	佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1~2名	11
	中学校との連携活動実施※	全保護司	市内中学校
	防犯パトロール参加※	全保護司	佐倉市内各地
	分会役員会 (連絡調整会議)	11名	佐倉市役所
	協力雇用主開拓	4~5名	佐倉市内
	地区保護司会各専門部会会議	3~12名	佐倉市、四街道市、酒々井町

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動計画

令和元年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会 会員数 38,643(H31.3.31現在)

月 日	活 動 内 容	場 所
通年	地区社会福祉協議会活動（世代間交流事業、各種スポーツ大会など）を通じて、青少年の健全育成を図る。	市内全域
第2水曜日 第3土曜日 第2土曜日 第4水曜日	障がい児と健常児のふれあいの場、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館する。	西部地域福祉センター 南部地域福祉センター
通年	ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じ、活動の推進を図る。	ボランティアセンター
年一回	交通遺児激励見舞金・勉学奨励金の交付	
通年	学校とボランティアグループや地区社協、当事者団体、社会福祉施設などが連携し、ボランティア体験や福祉教育に取り組み、地域社会の一員としての役割と自己実現を支援する。	
10～12月	共同募金運動への参加を呼びかけ、街頭募金活動などを通じて、助け合いの気持ちを育てる。	市内学校、地域
通年	奨学福祉事業（奨学生の募集、奨学生の研修）次代を担う学生の奨学金を支援し、人材の育成を図る。	
通年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つ為に必要な資金を交付し自立を援助する。 学習支援活動 生活困窮者自立支援事業を通じて、生活困窮世帯に属する児童・生徒に対し、学生や市民のボランティアによる学習支援活動を行う。 こども食堂活動支援 市内のこども食堂活動について、ネットワーク組織を作り子どもを真ん中にして課題の共有と普及啓発活動に取り組む。	

令和元年度 事業・活動計画書

別 紙 2

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校 会員数（団体の場合） 263名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週水曜日	人権・生徒指導推進部会議	佐倉東小学校
毎月1回	職員会議	佐倉東小学校
年3回	地区児童会	佐倉東小学校
年2回	ガードパトール代表者会議	佐倉東小学校
毎月1回	佐倉地区青少年育成住民会議パトロール	京成佐倉駅周辺
年5回	歌声交換会	佐倉東小学校
年3回	佐倉市・酒々井町小中学校生指導連絡協議会	和田ふるさと館
年4回	佐倉市生徒指導担当者会議	和田ふるさと館
年3回	教育相談	佐倉東小学校
年2回	児童集会（いじめゼロ宣言）	佐倉東小学校
年7回	なかよしタイム	佐倉東小学校
年2回	QU 検査	佐倉東小学校
年3回	ふれあい給食	佐倉東小学校
6月7日	民生委員・児童委員 学校訪問会議	佐倉東小学校
6, 7月	千成祭礼神輿教室（講演・実技）	佐倉東小学校
8月21日	小中合同人権研修会	佐倉東中学校
9月23日～	通学合宿	佐倉高等学校
11月16日	ミニ集会	佐倉東小学校

令和元年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数（団体の場合） 284名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週金曜日	・生徒指導会議で各学年の様子について担当で 情報交換を及び対策の検討を行う。	校長室
毎月1回	・職員会議において、各学年の問題行動・長欠生 徒の様子について職員全体で情報共有を行う。	職員室
毎月1回	・校外パトロールに参加（青少年育成連絡協議会）	学区
5月 9日	・いじめ防止講演会 KDDI「スマホ・ケータイ安全教室」	体育館
6月 7日	・生徒総会「さしみ宣言」に署名 いじめを「させない・しない・みのがさない」	体育館
5月13日 ～17日	・第1回教育相談	各教室
7月27日 28日	・千成祭りパトロール	千成地区
8月21日	・人権講話会	図書室
9月30日～ 10月 5日	・第2回教育相談	佐倉地区 大蛇地区
10月11日 ～13日	・佐倉の秋祭りパトロール 大蛇秋祭りパトロール	体育館
12月 6日	・人権集会	各教室

令和元年度 活動計画

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
4月17日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月21日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	白井高校
6月 4日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	千葉県教育会館
7月 2日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
9月25日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
10月 2日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月 8日	佐倉市内4高校PTA合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
10月23日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
11月下旬 （調整中）	印旛地区高等学校・PTA合同研修会（巡回指導）	佐倉西高校
12月10日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
12月中 （日程未定）	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
3月11日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	白井高校

令和元年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

生徒数 【全日制】 697名 【定時制】 122名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月17日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月21日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	白井高校
6月 4日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会（総会）	千葉県教育会館
7月 2日	第2回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校
9月25日	第3回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	下総高校
10月 2日	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月 8日	佐倉市内4高校 PTA 合同研修会（街頭巡回指導）	佐倉高校
10月23日	第4回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田航空ビジネス 専門学校
11月29日	印旛地区高等学校・PTA 合同研修会	国立歴史民俗博物館
12月10日	第5回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	四街道高校
12月14日	第2回 高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
3月11日	第6回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	白井高校

令和元年度佐倉市青少年相談員連絡協議会事業・活動計画書

団体名 佐倉市青少年相談員連絡協議会
構成人数 87人

活動テーマ 青少年の健全育成活動を通してのまちづくり

～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～

活動方針 地域の教育力の担い手として

1 青少年健全育成活動の推進

2 身近な地域での活動の充実

3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	対象・参加者
4月14日	定期総会	佐倉市役所	青少年相談員 68人参加
6月10日	青少年相談員研修会・交流会	佐倉草ぶえの丘	青少年相談員 42人参加
6月24日	ソフトドッジボール交流大会	市民体育館	小学4～6年生 47チーム433人参加
9月24日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	佐倉市民体育館	小学4～6年生 佐倉市から6チーム約60名予定
11月23日	青少年相談員研修会	草笛の丘	青少年相談員
1月20日	たこあげ大会	岩名陸上競技場	幼児～大人 250人
11月25日	綱引き大会	市民体育館	小学4～6年生、中学生 300人
6月・1月	青少年相談員トピックス発行		全児童・生徒

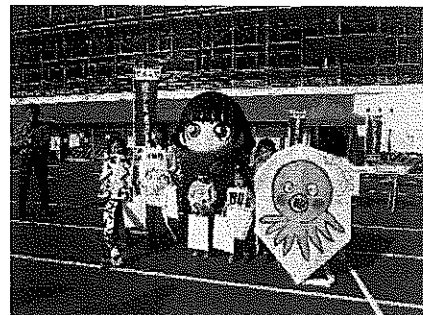


ソフトドッジボール交流大会

市内の小学校19校から47チーム433人が参加
佐倉市独自の王様ルールで6ブロックに分かれて
リーグ戦で対戦します。

たこあげ大会

岩名陸上競技場を会場に老若男女が
持参した凧をあげます。
高く上がった凧やユニークな凧には
賞品がでます。



綱引き大会

小学4～6年生、中学生を対象に
リーグ戦で対戦します。

令和元年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6月26日 12月頃	1 覚せい剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン ・ "	J R 佐倉駅前 京成成田駅前
6月	2 不正栽培大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問援助 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員、看護師等が「心の相談や精神障害等」の相談に応ずる	電話・面接 当センター
8月 令和2年2月頃	4 思春期保健事業 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会 ・児童・生徒を対象とした講演会を実施	当センター 各学校
通年 8月20日 奇数月第3金曜 偶数月第3金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表（一般向け）をHPに掲載 ・市町村等相談支援者向け研修会（共同開催） ・遺族向け対面相談（6回・千葉いのちの電話） ・わかちあいの会ひだまり（6回・千葉いのちの電話）	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日9：00～17：00 ・面接相談：火曜日（予約制）	当センター
12月初旬 10月～令和2年3月	7 エイズ（後天性免疫不全症候群）対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会を実施（3回）	京成成田駅前 管内学校
通年	・エイズ相談：土日祝日を除く平日8：30～17：15 ・エイズ検査：無料・匿名、日中・夜間検査あり ・希望者には、性感染症（クラミジア・梅毒）肝炎ウイルス（C型肝炎ウイルス・B型肝炎ウイルス）の検査も同時に無料で行う	当センター 当センター

新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め（平成31年度）

成田公共職業安定所

中 学 校	○公共職業安定所にて求人の受付開始 ○事業主への求人票返戻開始 ＊安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。	6月 1日～ 7月 1日～
	○学校推薦・選考開始 ＊学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国統一応募書類」を事業主へ送付。 ○採用内定開始 ＊ 応募者へ選考結果の連絡。 ＊ 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。 （※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目 ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付）	1月 1日～ 1月 1日～
高 等 学 校	○公共職業安定所にて求人の受付開始 ＊安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。 ○事業主への求人票返戻開始 ＊事業主より各学校へ連絡 ＊安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。 ○学校推薦開始 ＊学校から、応募者の「全国統一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 ＊学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。 ○選考開始（生徒の応募は1人1社まで） ○採用内定開始 ＊選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。 ○1人原則2社まで複数応募が可能 ＊千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。	6月 1日～ 7月 1日～ 9月 5日～ 9月16日～ 9月16日～ 10月 1日～
専 門 ・ 短 大 ・ 大 学 等	○安定所における求人の受付開始 ○安定所における求人票の開示開始 ○選考開始 ○採用（正式）内定開始	2月 1日～ 4月 1日～ 6月 1日～ 10月 1日～

新規学校卒業者の求人・求職・就職の状況報告

平成31年3月末日 現在

(都道府県名)

千葉

(安定所名)

成田

		① 求人数 (人)	② 就職希望者数 (人)	③ ②のうち 就職内定者数	④ 求人倍率 ①／② (倍)	⑤ 就職内定率 ③／②×100 (%)
中 学	計	2	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
	男		0	0		#DIV/0!
	女		0	0		#DIV/0!
高 校	計	1719	388	387	4.43	99.7
	男		219	218		99.5
	女		169	169		100.0

- 1 求人数については、求人事業所を管轄する安定所が受け付けた求人数を記入し、連絡を受けた求人数は含めないこと。
- 2 就職希望者数は、学校又は安定所の紹介を希望する者のみの数を記入し
自営・縁故就職・公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない
就職を希望する者の数は含めないこと。
なお、複数の希望を有する者については第一希望のものを計上すること。
- 3 就職希望者数は、学校に求職の申込をしている者と安定所のみで求職の
申込みをしている者との合計数となるようにすること。
- 4 中等教育学校については高校に含めて計上すること。

別紙様式

学報第4号に係る附属表(私立高等学校の求職・就職状況)

平成31年3月末日 現在

安定所名 成田

	① 学校又は安定所 の紹介を希望する 求職者数 (人)	② 学校又は安定所 の紹介による就職 決定者数 (人)	③ 就職決定率 $\textcircled{2} / \textcircled{1} \times 100$ (%)
計	24	24	100.0
男	19	19	100.0
女	5	5	100.0

注 計上については、学報4号に準じて行うこと。

平成31年3月新規学校卒業者の進路状況

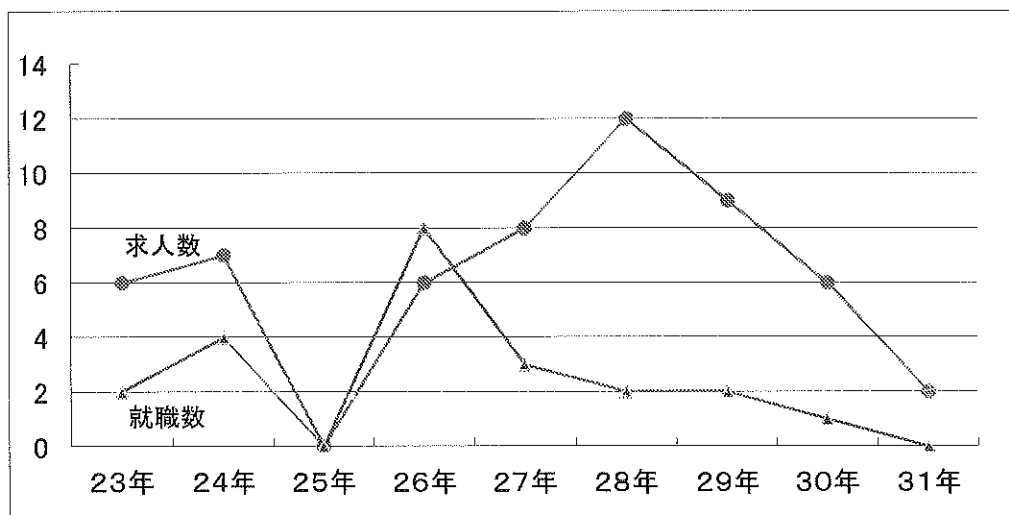
平成31年3月末現在

田成安所名

[illegible]

新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

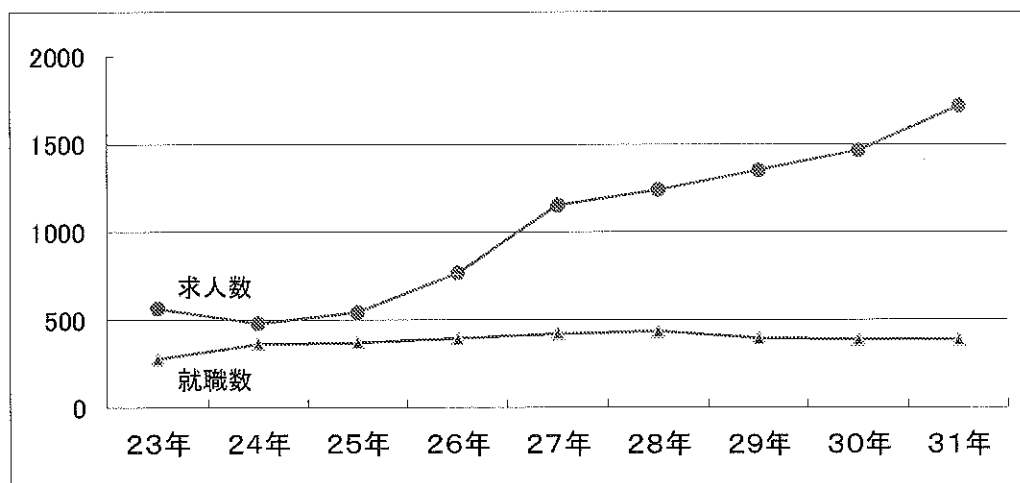
(中学校)



(平成)

項目 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
求人数	6	7	0	6	8	12	9	6	2
就職数	2	4	0	8	3	2	2	1	0

(高等学校)



(平成)

項目 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
求人数	564	481	545	768	1,155	1,241	1,354	1,466	1,719
就職数	278	364	372	396	422	434	394	389	387

新規中学校卒業者の求職動向報告

成田公共職業安定所

	1 卒業予定者数	2 就職希望者数	3 就職か進学等か未定の者数
合 計	4,371 (100)	3 (0)	0 (0)
男 子	2,184 (65)	3 (0)	0 (0)
女 子	2,187 (35)	0 (0)	0 (0)

- (注) 1. () 内には障害者数(うち数)を記入すること。
 2. 本報告は、前期求職動向の把握の結果を計上し、後期求職動向の把握の結果は学報第4号様式「新規中学校卒業者の求職・求人・就職の状況報告」に
 おいて計上、報告すること。
 3. 3欄の「進学等」とは、高等学校への進学、職業訓練施設への入所、専修・各種学校への入校を含む。

令和2年3月高等学校中等教育学校卒業者の求職動向調査結果

成田公共職業安定所

	6 5の職業群別の内訳					5 3のうち 学校又は 安定所の 紹介による 就職希望者	4 1のうち その他 (未定を含む)	3 1のうち 就職 希望者数	2 1のうち 進学 希望者数	1 卒業 予定者数							
	(1) 管理的・ 職業	(2) 専門的・ 技術的・ 職業	(3) 事務的 職業	(4) 販売の 職業	(5) サービスの 職業							(6) 保安の 職業	(7) 農林漁業 の職業	(8) 生産工程 の職業	(9) 輸送・ 機械運転 の職業	(10) 建設・ 採掘 の職業	(11) 運搬・ 清掃・ 包装等 の職業
計	3096 (75)	2510	488 (28)	98	352 (28)	8	20	45	55	61	28	7	52	23	14	10	83
男	1665 (44)	1316	294 (16)	55	201 (16)	7	9	11	24	23	22	4	44	23	14	9	45
女	1431 (31)	1194	194 (12)	43	151 (12)	1	11	34	31	38	6	3	8	0	0	1	38
計						3	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
男						3	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
女						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県 就労希望 希望者数 又は 地域名													茨城				

- 注 1. 1欄、3欄、5欄の()は、除害者数(うち数)を計上すること。
 2. 2欄から6欄の各項目において複数の希望を有する者については、第1希望のものを計上する。ただし、県外就職希望者は県外就職を第2希望とする者も含め計上すること。
 3. 2欄から4欄の合計は1欄に一致し、6の(1)欄から(7)欄の合計は5欄に一致すること。
 4. 3欄には、自営・専従就職、公務員への応募等学校又は安定所の紹介によらない就職を希望するものも含め計上すること。
 5. 4欄には、希望職種が未定な者のほか、家事手伝い等無業となる者を計上すること。
 6. 「主な県外就職希望都道府県名又は地域名」の欄には、当該学校の県外就職希望者が比較的多い等、学校として求人情報の提供を希望する都道府県名、地域名を記入すること。

令和元年度 事業・活動計画書

団体・機関名 少年警察ボランティア協議会 会員数 (団体の場合)

16 名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月20日	街頭防犯活動 午後8時より	JR八街駅周辺
5月18日	〃	JR佐倉駅周辺
6月15日	〃	ユウカリヶ丘駅周辺
7月27日	ユウカリヶ丘 夏まつり 午後8時より	ユウカリ公園周辺
8月17日	街頭防犯活動 午後8時より	JR八街駅周辺
9月21日	〃	JR佐倉駅周辺
9月27日	少年警察ボランティア研修会	佐倉ミレニアムセンター
10月	2019地域防犯県民大会	千葉市
10月19日	街頭防犯活動 午後8時より	JR八街駅周辺
11月16日	〃	JR佐倉駅周辺
12月21日	〃	ユウカリヶ丘駅周辺
令和2年		
1月18日	〃	JR八街駅周辺
2月15日	〃	JR佐倉駅周辺
3月21日	〃	ユウカリヶ丘駅周辺
	その他 必要に応じて各地区 の(佐倉市・八街市・酒々井町) 行事・祭礼等に参加	

令和元年度 事業・活動計画書

佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和５７年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内７地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動

月 日	事業名	実施場所
7月1日	社会を明るくする運動街頭啓発	市内各駅街頭
7月3日	総会	佐倉市役所
7月15日	社会を明るくする運動 講演と児童生徒音楽のつどい	佐倉市民音楽ホール
9月21日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	千葉市文化センター
1月13日	佐倉市成人式	佐倉市民音楽ホール
2月	青少年育成千葉県民会議推進大会	千葉県青少年女性会館
3月下旬	役員会	佐倉市役所

【主な活動の紹介】

畑の学校（６月～１１月まで１１回）

子どもたちの自然体験が少なくなる中で、農作業を通じ自然や環境を大切にする気持ちや食の大切さを学んで、子どもたちの豊かな感性を育もうとする事業です。

栽培している農作物は、ジャガイモ、サツマイモ、かぼちゃ、ミニトマト、落花生等で、３９組１６２名の親子が参加しています。



各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間を実施しています。また、志津地区では、有害図書の販売や深夜営業の店舗をパトロールすることにより、青少年の健全な育成に役立っています。



令和元年度 佐倉市子ども会育成連盟の活動について

(1) 加入子ども会数 31団体 会員数 1,513人

期 日	事 業 名	場 所
4月25日(金)	市子連総会	社会福祉センター
6月16日(日)	育成者ゲーム講習会	青少年センター
8月下旬	市子連第1回役員会	未定
9月29日(日)	中央交流フェスティバル	佐倉市民体育館
11月7日(木)	育成者クリスマス講習会	根郷公民館 ホール
3月下旬	市子連第2回役員会	未定

(2) 令和元年度事業計画抜粋

※その他、千葉県子ども会育成連合会、印旛郡市子ども会育成連合会の事業や会議に参加

(3) 主な活動

①子ども会育成者講習会

- ・ 6/16(日) ゲーム講習会
- ・ 11/7(木) クリスマス講習会



②ジュニアリーダー初級認定講習会

- ・ 今年市内の5,6年生が22名参加
- ・ 全9回の講習を行う



③子ども会中央交流フェスティバル

- ・ 9/29(日) 市民体育館にて開催
- ・ 地区子連やジュニアリーダースクラブ、ヤングプラザなど地域の団体と協力しながら様々な体験の機会を設ける



令和元年度佐倉市体育協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
3	2	土	春季少年野球大会(～4/27迄)	長嶋記念球場他	小学生
4	15	月	市民ゴルフ大会	佐倉カントリー	一般
	21	日	市民ソフトボール大会(～4/28迄)	長嶋記念球場他	一般
	24	水	佐倉市体育協会第1回理事会	佐倉市役所1号館6階 大会議室	体協理事
5	3	金	春季市民野球大会(～7/7迄)	長嶋記念球場他	一般
		金	佐倉市長杯中学生レスリング大会	佐倉市民体育館	中学生
	12	日	市民テニス大会(6/2迄)	岩名テニスコート	一般
	13	月	平成30年度佐倉市体育協会表彰式並びに 佐倉市体育協会総会	社会福祉センター 3階 中会議室	体協理事他
	18	土	市民弓道大会(～5/25迄)	佐倉市民体育館	高・一般
	25	土	市民バスケットボール大会(～5/26迄)	佐倉市民体育館	高・一般
6	9	日	市民卓球大会	佐倉市民体育館	一般
	16	日	市民剣道大会	市民体育館	中・高・一般
	29	土	市民バドミントン大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	30	日	市民ソフトテニス大会(～7/7迄)	岩名テニスコート	高・一般
7	7	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
8	24	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	22	日	佐倉市少年サッカー選手権大会(～9/23迄)	岩名球技場他	小学生
	29	日	市民サッカー大会(～10/13迄)	岩名球技場	一般
10	14	月	市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
	19	土	佐倉市子ども相撲大会	岩名相撲場	小学生
11	9	土	佐倉市陸上競技選手権大会(仮)	岩名陸上競技場	小学生(4,5,6年)
12	22	日	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
			第2回理事会		理事
			市民スキー		小学生～一般
			市民ボウリング大会		一般

千葉県・印旛郡体育協会主催事業

7	6	土	第70回印旛郡市民体育大会総合開会式	印西市	高・一般
	7	日	第70回印旛郡市民体育大会(～7/28迄)	郡内各会場	高・一般
8	24	土	第70回印旛郡市民体育大会総合閉会式	印西市	高・一般
		土	第69回千葉県民体育大会団結式	印西市	高・一般
			第69回千葉県民体育大会夏季大会		高・一般
			第69回千葉県民体育大会秋季大会		高・一般
12	1	日	第89回印旛駅伝競走大会	岩名陸上競技場	高・一般
3			第70回千葉県民体育大会冬季大会(スキー)		高・一般

後援・協行事

5	11	土	わんぱく相撲佐倉場所	岩名相撲場	小学生
10	14	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名陸上競技場	小学生～一般
11	23	土	第66回佐倉市制記念駅伝競走大会	岩名陸上競技場	中学生～一般
			トップアスリート教室		
3	29	日	第39回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名陸上競技場	小学生～一般

令和元年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場
4	17	水	第1回会議(ニュースポーツまつり 他)	市民体育館
6	22	土	ニュースポーツまつり	市民体育館
7	20	土	自主研修	サンセットヒルズ
8	下旬		第2回会議(さくらスポーツフェスティバル)	市民体育館
10	14	祝	さくらスポーツフェスティバル	岩名陸上競技場
			第3回会議(冬期事業について)	岩名陸上競技場
12	21	土	佐倉市スポーツ推進委員冬期事業	市民体育館
3	29	日	第39回佐倉朝日健康マラソン大会	岩名競技場

令和元年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画(予定)

5	10	金	東印旛地区スポーツ推進委員連合会第1回総会	成田市役所
	22	水	県連合会 第1回理事会	県総合SC 宿泊研修所
6	7	金	関東スポーツ推進委員研究大会(～8日)	大宮ソニックシティ
	20	木	県連合会 第1回企画部会・指導部会	県総合SC 宿泊研修所
	21	金	県連合会 第1回研究部会・女性部会	県総合SC 宿泊研修所
7	6	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SC スポ科アリーナ
8	2	木	県連合会 第2回理事会	ホテルポートプラザちば
	3	土	第6回千葉県スポーツ推進委員交流大会	成田市(中台体育館)
	31	土	県連合会 拡大女性部交流会	県総合SC スポ科アリーナ
10	24	木	県連合会 第2回企画部会・指導部会	県総合SC スポ科アリーナ
11	14	木	第60回全国スポーツ推進委員研究大会(～15日)	津市産業・スポーツセンター
12	8	日	第36回千葉県スポーツ推進委員研究大会	夷隅地区 勝浦市芸術文化交流センター
	中旬		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第2回理事会	成田市役所
1	16	木	第2回女性部会・指導部会学びと集い2019準備会	県総合SC 宿泊研修所
	26	日	学びと集い2019ー千葉県スポーツ推進委員研修会ー	県総合SC 体育館・スポ科
2	29	土	東印旛地区スポレク祭、全体研修会	成田市(中台体育館)
3	5	木	県連合会 第3回理事会	県総合SC 宿泊研修所
	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第3回理事会	成田市役所

令和元年度 事業・活動計画書

団体・機関名 西志津小学校PTA 会員数(団体の場合) 766 名

月 日	活 動 内 容	場 所
7/6	志津地区青少年育成住民会議 視察パトロール	志津地区夜間営業施設
7/12,13	巡回パトロール	志津地区小中学校通学路
7/10	西志津社会福祉協議会 住民福祉懇談会 「児童虐待について」	西志津小学校
9/28	296アイアイ会(スクールガードボランティア)通学路 危険箇所情報交換会	西志津ふれあいセンター

令和元年度 人権擁護委員の活動状況

【佐倉人権擁護委員協議会】

〈千葉地方法務局佐倉支局管内＝印旛郡＝7市2町 人権擁護委員64人〉

実際の事業は、下記の部会での活動となる。

〔一部会〕 佐倉市14人・四街道市6人・八街市5人・酒々井町4人 計29人

〔二部会〕 成田市13人・富里市5人・栄町3人 計21人

〔三部会〕 印西市9人・白井市5人 計14人

1. 常務委員会 常務委員は各部会の連絡調整を行う。佐倉支局管内で一斉に行う行事（＝人権擁護精神の高揚・啓発）の決定と調整。
常務委員は、各市町村より1～2名選出。現在、佐倉市は2名
2. 研 修 人権擁護委員としての資質向上のため、佐倉支局管内の人権擁護委員の合同研修（年1回）。本年は、八街市役所に於いて「同和問題として部落の起源」をテーマに千葉県人権センター常務理事鎌田行平氏の講演を研修。
3. 相 談 常設人権相談。佐倉支局で毎週水・金曜日（午前10時から午後4時）64人の委員で担当。

【佐倉市人権擁護委員協議会第一部会】

〈啓 発〉 広報誌による啓発運動として人権擁護委員の日（6月1日）に関する記事と12月4日～10日の「人権週間」に関する記事をこうほう佐倉に掲載。

『佐倉市小学生人権標語コンテスト』

市内23の全小学校（5、6年生対象）より2,949点の応募あり。

入賞数：最優秀賞1点、優秀賞3点、優良賞23点

審査委員として3名出席。

『さくらヒューマントーク 2019』

2月9日（土）講師：テノール歌手 新垣勉氏 参加者数454名

〈相 談〉 人権相談／「佐倉市法律・人権・行政相談」約月3回開催、月1回担当。

ミレニアムセンター・志津コミュニティーセンターにて

本年より予約制となり、当日予約も若干あり。

〈人 権 教 室〉 市内7ヶ所の学童保育所、3小学校、1中学校で実施。

〈人権出前事業〉 人権尊重のまちづくりデリバリー事業10校

車いすバスケットボール、アンプティサッカー、盲導犬、デフリンピック陸上競技、いじめに関する講演。

人権に関する視聴覚教材の貸出

市内の小中学校5校に人権集会の教材として貸出

佐倉市健康こども部児童青少年課（児童虐待について）

【平成 30 年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

29 年度からの継続ケース	247 件	（うち、虐待ケース 107 件、43.3%）
30 年度 新規ケース	478 件	（うち、虐待ケース 292 件、61.1%）
計	725 件	（うち、虐待ケース 399 件、55.0%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（平成 28 年度～平成 30 年度）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	233 件	245 件	292 件

※同居人による児童虐待もネグレクトの一部に含まれる。

※児童の目の前のドメスティック・バイオレンス等も児童虐待に含まれる（心理的虐待）。

②平成 30 年度虐待行為の件数・割合

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	84	46	154	8	292
割合	28.8%	15.8%	52.7%	2.7%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、心理・精神的障害など親に起因する問題
- 夫婦関係のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 地域や親類、社会資源との関係がうまくとれず孤立するなどしている問題

【相談体制等】（H31.4.1 現在）

・家庭児童相談班 9 名

○職員 7 名 班長（保健師）1 名、保健師 1 名、事務職員 5 名

○家庭児童員（非常勤一般職）2 名（社会福祉士：週 4 日勤務、幼稚園教諭：週 3 日勤務）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員、関係機関職員向け研修を 6 回、子育て支援団体や公民館の市民講座への講師派遣を 4 回実施した。

2. 養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、保健師・保育士による専門的訪問支援を延べ 259 回、育児支援ヘルパーの派遣を延べ 205 回実施した。

3. 児童虐待ネットワーク会議

佐倉市家庭内等における虐待・暴力対策ネットワーク会議を 1 回、事例検討を通しネットワークの関係機関の連携強化を図る実務者会議を 28 回実施した。また、個別ケース会議を 54 回、母子保健事業との連携会議・養育支援訪問事業連絡会議を 2 回実施した。

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市社会福祉協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

居場所のない子ども、孤食の子どもなどを支援する、地域での
取り組み（学習支援、子ども食堂など）の充実が望まれる。

上記の課題を解決するための提言

行政セクター、企業セクター、市民セクターの協働による
活動の支援を充実させることで、安心、安定した活動の
支援につながるものと思われる。

提出日：令和元年7月23日（火）まで

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市立佐倉東小学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

- ・不審者や交通安全等、安全対応に地域のガードボランティアの協力は不可欠であり、大変助かっているが、高齢化している地域ではボランティアの人数が減ってきており、少ない人数で苦勞されている。
- ・虐待について、未然防止、早期発見、関係機関との連携等、学校が果たす役割は大きい。しかし夏休みのような長期休業中は学校だけでは通常以上に子どもの安全確認が難しい。

上記の課題を解決するための提言

- ・ガードボランティアの存続のために、行政の支援をさらに期待したい。
- ・虐待等についての配慮が必要な家庭については、長期休業中は通常以上に地域の力をお借りできるとありがたい。

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

団体・機関名 千葉県立佐倉西高等学校

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感じていること
1 SNSの使用に伴う生徒間のトラブル
2 家庭内に起因する悩みを抱える生徒の増加
上記の課題を解決するための提言
1 SNSについての正しい理解と組織的対応
2 生徒理解を基本とした組織的対応

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
(全1) 家庭内問題に起因する悩みを抱える生徒の増加
(全2) コミュニケーションがうまくいかずに、悩む生徒の増加
(全3) スマホやライン等の使用による人間関係のトラブルの増加
(全4) 学業面・進路などの悩みによって引き起こされるストレスや不安
(定1) 義務教育段階で不登校傾向や全日制への入学の希望が叶わなかったため、 自信を失った生徒への対応
(定2) 多くの生徒が抱える複雑な家庭環境や外国人生徒の増加に関連した生徒指 導上の問題や特別支援的なアプローチが必要な生徒への対応
上記の課題を解決するための提言
(全1) 個々の生徒に寄り添い、家庭と連携を取りながらの組織的対応
(全2) コミュニケーション能力を育てる授業の充実、教育相談の充実と SC の活用
(全3) 情報教育の充実、教育相談の適宜実施と SC・SSW の有効活用
(全4) 職員による共通理解と声掛け、補習や進路指導の体制の充実
(定1) 教育相談の充実ときめ細かで生徒一人一人に応じた生徒指導、養護教諭・ SC・生徒指導アドバイザーとの連携
(定2) 教育現場と地域社会の連携・協力、外国人児童生徒教育相談員の有効活用、 特別支援学校等、外部専門機関との連携と教職員の専門性の向上

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市青少年相談員連絡協議会

【青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていること】

① 遊び方

ゲーム主体の遊びで、屋外でもゲームを持ち寄って遊んでいる。

② 中学校卒業後の地域との繋がり

中学校を卒業すると地域との繋がりが希薄になる。

③ 道具の使い方を知らない

缶切り、のこぎり、スコップ、ロープ、ナイフ、ジャッキなど

④ 基礎学力の向上

科目の苦手意識を無くす。

【上記の課題を解決するための提言】

① 遊び方改革

ゲームなどの作られた遊びではなく、何もないところから、想像力、発想力で遊びを創り出す機会や、ゲームの無かった頃、子どもたちが夢中になった遊びの体験、屋外での遊びの機会を各地区で増やし、多くの子ども達と共に保護者の方々にも参加して頂くよう、繰り返し企画し、アナウンスをしては如何でしょうか

② 防災体験会を企画し参加を促す。

中学生の時は学校を通じて連絡があったので、催しに参加したが、今は声を掛けられないので催しの事を知らない、知っても回数が少ないので参加出来ないなど…各地で同様の事を開催し、地域を越えて参加可能であれば参加のチャンスは増えると思います。

その一つの入口として、防災体験会（避難所 HUG など）を企画し、参加を促しては如何でしょうか…

③ 体験に勝るもの無し

何かを作る過程において、道具を安全に使う機会を作っては如何でしょうか。

④ 進むのでは無く遡る

既に取り組まれている地域もあると思いますが、学校の教室にて、地域の方々と連携し、寺子屋的に「進むのではなく理解できるところまで遡る」、「三歩さがって一歩進む」ような学習指導の機会を作っては如何でしょうか。

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市体育協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

体育指導に対する責任の所在など細部にわたる心配事が
先んじてしまい、指導者になろうとする者が減少。
特に格闘技系は怪我が頻繁なので尚実である。

上記の課題を解決するための提言

現状では各大会、各試合、各チームなどでそれぞれが保険
対応しているが、保険漏れなどの心配が並に多いよう
包括的な対応を行ない、選手、指導者の身体的な怪我、
民事的な責任をカバーできるように。

提出日：令和元年7月23日（火）まで

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

sns などでの個人情報か拡散されたり、拡散された
情報が消せない

上記の課題を解決するための提言

個人情報とsnsでのせはいいない理由を一緒に
考える

提出日：令和元年7月23日（火）まで

令和元年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 人権擁護委員協議会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

相談所では離婚後の相談が年々増加してきています。親等の諸君の依り、環境が変わってしまっている子供達の心の变化、計り知れないものがあると思います。

上記の課題を解決するための提言

地区社協や他の団体の皆様の暖かい見守りやご協力により「子供食堂」、「アフタースクール」での勉強の指導等、これらも続けて下さる事に感謝致します。

提出日：令和元年7月23日（火）まで

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。